

# 生命保険信託と課税

立命館大学経済学部教授 野一色 直 人

## 目 次

I. はじめに	税関係等
II. 日本における生命保険信託に係る定義と課税関係等	1. 米国における生命保険信託の定義等
1. 日本における生命保険信託に係る定義等	2. 米国における生命保険信託に係る課税関係等
2. 日本における生命保険信託に係る課税関係等	IV. 日本と米国における生命保険信託の相違点の整理等
III. 米国における生命保険信託に係る定義と課税関係等	V. おわりに

## I. はじめに

生命保険金の無意味な浪費等を防止し、受益者である遺族の生活保障を目的<sup>(1)</sup>として、生命保険の特色を活かしつつ、受託者である信託銀行等が、生命保険金を受領し、その管理・運用等を行う生命保険信託が開発・提供されている<sup>(2)</sup>が、生命保険信託については、税法上、明確な定義が規定されていない。

ただ、課税庁の解釈として、「いわゆる生命保険信託に関する権利については、生命保険契約に関する規定（法第3条及び第5条）の適用があることに留意する。」（相続税法基本通達9の2-7）（以下、「通達」という。）とされているが、生命保険信託に関する権利、つまり、生命保険信託の受益権に関して、生命保険契約に関する税法上の規定が適用される考え方やその根拠等については、必ずしも

明確に説明されていない。

本稿において、生命保険と信託の二面性を有する生命保険信託をめぐる相続税法上の課税関係の課題等を検討する。

具体的には、まず、日本の生命保険信託に係る定義や課税上の取扱いについて、主として、相続税（贈与税）に係る取扱いを整理する。次に、生命保険信託の活用が進む米国の状況について、主として、遺産税・贈与税に係る取扱いや関連する議論等を概観し、両国の取扱いの比較・検討を通じて、今後の生命保険信託に係る課税の方向性等について整理・検討を試みる。

## II. 日本における生命保険信託に係る定義と課税関係等

1. 日本における生命保険信託に係る定義等  
生命保険信託の定義について、税法上、あ

るいは、信託法上の定義は規定されていないが、学説として、例えば、「受託者（通例、営業受託会社）に保険料支払基金を信託するとともに、またそれを省いて、受託者を保険金受取人とする生命保険契約を締結させ、またはすでに成立した保険契約の受取人の権利を受託者に信託譲渡し、保険金請求権が発生すると、受託者が取り立てて、その金銭を運用し、または委託者の指示する受益者に交付するもの」<sup>(3)</sup>、「保険契約者が保険金受取の権利を信託し、被保険者（insured）の死亡ないし満期の場合に、受託者が保険金を受領してそれを管理かつ運用し、その裁量にもとづき収益を受益者に交付する信託」<sup>(4)</sup>との定義が示されている。

また、戦前の定義<sup>(5)</sup>として、例えば、「生命保険契約上の権利－主として保険金請求権－を信託財産の全部又は一部とする信託を指した言葉」<sup>(6)</sup>、「生命保険信託とは生命保険金債権の移転又は生命保険契約の締結及之に伴ふ財産権の移転を為し他人をして保険契約の維持及受領保険金保全の目的に従ひ受託財産の管理処分を為さしむるもの」<sup>(7)</sup>が示されており、①受託者による生命保険金の受領・管理・運用、②信託財産に生命保険金請求権が含まれるとの点が、生命保険信託と他の信託を区分する上で、重要であると思われる。

さらに、生命保険信託の目的として、例えば、「受領保険金の保全、利殖並に保険契約それ自体の維持を以て究極の目的」<sup>(8)</sup>、あるいは、「生命保険信託は、こうした保険金の無意義な消費を防ぐとともに、遺族の安穏な生活を保証して保険の当初の目的を達成させようとして生れ出たもの」<sup>(9)</sup>とされていることから、①生命保険金の保全、②遺族等の受益者の生活の安定等を目的としている信託が生命保険信託に分類されるのではないかと考えられる。

加えて、生命保険信託の種類について、①信託の受託者が初めから保険契約者となって保険契約を締結する方法（財源付生命保険信託）、②保険契約者（信託設定者）が既に加

入している保険契約を信託の受託者に譲渡する方法（無財源生命保険信託<sup>(10)</sup>）の2つに区分されている<sup>(11)</sup>。

財源付生命保険信託の定義として、「生命保険信託設定と共に金銭・有価証券其の他の財産を保険料の払込の財源として信託し、信託会社をしてこれより生ずる収益を以て、或は元本を濟し崩して保険料の払込をなさしめるものである。」<sup>(12)</sup>、無財源生命保険信託の定義として、「この種の生命保険信託にては、委託者は信託設定に当り保険料払込財源を信託会社に移転することなく、保険料は委託者たる保険契約者に於て支払ふ。従つて信託会社は保険事故の発生迄は何等の義務も負担せず、只単に保険証券の保管をなすのみ。」<sup>(13)</sup>とされている。

また、上記の2つの信託の相違点について、委託者あるいは受託者のいずれが保険料の支払義務を有しているのか、言い換えれば、保険料の支払を確実なものとし、結果として、生命保険金の受領が確保されているか否かの点が、両者の大きな違いであると考えられる。

つまり、無財源生命保険信託における受託者の役割として、財源付生命保険信託と同様、生命保険金の受取人である点を挙げることができるが、信託設定前の生命保険契約に関して、引き続き、委託者が保険契約者であること、保険料の支払義務<sup>(14)</sup>を有することが無財源生命保険信託の特色と言える。

一方、財源付生命保険信託については、受託者への生命保険料等の原資となる資金等を移転することによって、委託者の債権者が差押できない財産の創造<sup>(15)</sup>、言い換えれば、生命保険会社・受託者を通じて受益者に対して金銭を確実に移転することが可能になると考えられる。

上記の相違点等を踏まえると、財源付生命保険信託は、①委託者・受益者にとって、生命保険証券の管理、②生命保険契約の維持、保険料の原資となる一定の資産の管理、③委

託者の債権者の差押が及ばない資産を創造するといった機能を有していると解される。

次に、生命保険信託に係る相続税法（以下、「相続税法」又は「相続」という。）上の取扱いを概観する。

## 2. 日本における生命保険信託に係る課税関係等

相続税法上、原則として、信託の設定によって委託者から受益者への財産権の贈与が擬制されるという考え方<sup>(16)</sup>に基づき課税される。

具体的には、①適正な対価を負担せずに、②信託の受益者等となる者がある場合には、③その信託の効力が生じた時において、その信託の受益者等となる者は、その信託に関する権利をその信託の委託者から贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課税される（相続9条の2第1項<sup>(17)</sup>）。

また、「他益信託の設定は、その原因関係として通常贈与があるとみられるところから、その設定は相続税、贈与税の課税上の重要なイベントとみなされる。」<sup>(18)</sup>のように、相続税法上、信託（受益権）に係る課税時期の原則は信託設定時とされている。

なお、信託に係る課税関係については、①信託された財産に着目し、当該信託財産全体の移転に従って信託財産全体の所有者を単独または複数の同一権利を持つ者に決定する課税方式（例えば、「元本全部移転型課税」との名称、受益者連続型信託<sup>(19)</sup>の規定（相続9条の3）<sup>(20)</sup>、②信託財産の課税の基礎としつつ、権利内容の複層化の事実を反映させ、複数の関係者が元本に対して有する質の異なる利益に応じて、信託財産を帰属させる課税方法（例えば、「財産利益移転型課税」との名称、受益者が複数ある場合の規定（所得税法13条4項、所得税法施行令52条4項<sup>(21)</sup>等）、信託の変更（相続9条の2第5項（特定委託者）<sup>(22)</sup>、③信託元本ではなく、信託受益権を捉える課税方法（例えば、「受益権対象型

課税」との名称、法人税法4条の6）<sup>(23)</sup>との説明がされているところである。

ただ、上記で言及した通達上、特定の信託が生命保険信託に該当すると判断される場合、当該信託の設定によって、例えば、①信託財産となる特定の生命保険金請求権は、委託者から受託者に移転され、②信託財産である生命保険金請求権は受託者に属することとなるが、当該信託の設定により、受益者に関して、信託設定時に何ら課税関係が生じないとされる。

つまり、生命保険信託の受益者については、生命保険契約の受取人と同様、生命保険契約時において何ら課税関係が生じないとの考え方が採用されていると言えるが、当該信託の関係者である委託者等が選択した法形式が保険とは異なる信託にも関わらず、相続税法上、同一の課税関係となる理由は必ずしも明らかではないと言える。

この点に関して、生命保険契約に関しては、相続税法上、一定の要件を充足する場合、生命保険金は「みなし相続財産」（相続3条1項1号）あるいは、「みなし贈与財産」（相続5条）とされている。

例えば、相続人が受領する生命保険金が相続税法3条1項1号の「みなし相続財産」とされる要件として、①被相続人の死亡により、②相続人その他の者が、③被相続人が保険料を負担した生命保険契約の保険金等を取得することが規定されている。

また、課税のタイミングについて、生命保険金取得時、つまり、被保険者の死亡等の保険事故発生時である（相続3条等）。

つまり、現行の相続税法の規定の内容を概観すると、法的性質の異なる生命保険信託と生命保険契約について、同一の課税関係であるとの結論は、直ちに導き出せないのではないかと考えられる。

確かに、生命保険信託の受益者が「何を得たのか」との観点<sup>(24)</sup>、例えば、「保険契約期間中においては、保険契約者又は保険金受取

人といえども、実際の保険金又は解約払戻金の支払があるまでは、その権利の内容は、いわば一種の期待権ということが出来る。』<sup>(25)</sup>との見解を踏まえると、生命保険信託に係る相続税法上の課税関係を検討する上では、生命保険信託において、受益者（受益権）が存在すると言えるが、当該信託の信託財産については、信託設定時において、仮に、期待権である生命保険金請求のみによって構成されている場合、受益者は、何ら現実に金銭等の利益を得ていないものと解し得ることから、生命保険契約及び生命保険信託の両者の課税関係については、結論として、同様の取扱いになるとの考え方は取り得るとも考えられる。

しかしながら、生命保険契約と信託の法的性質が異なること、また、生命保険信託における受託者の役割といった生命保険契約と異なる機能を生命保険信託が有すること等を考慮した場合、生命保険契約と生命保険信託の課税関係が常に同一であるとは言い難いのではないかと解される。

例えば、信託財産が、主として、生命保険契約（生命保険請求権）である特定の信託に関して、信託設定時の課税が妥当とされた名古屋高判平成25年4月3日<sup>(26)</sup>（以下、「名古屋高判」という。）において、通達上の生命保険信託について、①信託契約上、受託者に生命保険契約の締結が義務づけられていること、あるいは、信託財産の運用方法が生命保険契約に限定されていること（運用方法に係る受託者の裁量が存在しないこと）、②委託者の指示（指図）に基づいて生命保険契約の締結がなされること（委託者による生命保険契約の締結の明確な指示（指図）の存在）、③委託者によって生命保険契約の解約が禁止されていること（生命保険契約の継続性）が挙げられている。

また、名古屋高判において、結論として、信託設定時の課税が妥当として、生命保険と同一の課税関係であるとの原告の主張は認め

られなかったところである<sup>(27)</sup>。

ただ、このような名古屋高判を踏まえたとしても現行の相続税法上の生命保険信託の取扱いにおいて、信託である生命保険信託について、直ちに生命保険に係る課税関係を適用するとの根拠等を見出し難いこと、あるいは、通達上の生命保険信託と他の信託が、どのような理由に基づき、異なる取扱いとされるのかとの点については、必ずしも明らかではないことから、次に、生命保険信託が活用されている米国における状況<sup>(28)</sup>や課税関係を概観し、この問題の考察を試みる。

### Ⅲ．米国における生命保険信託に係る定義と課税関係等

#### 1. 米国における生命保険信託の定義等

米国における生命保険信託（life insurance trust）の定義については、日本と同様、税法である内国歳入法典において規定されていない。

ただ、論者等の定義として、例えば、「保険契約者たる信託設定者が生命保険債権を信託会社に信託し、信託会社を保険金受取人に指定し、被保険者の死亡または満期の場合に、信託会社が保険金を信託財産として受け入れ、信託条項に従って受益者のために管理・運用する信託をいう。これにより、保険金の無意味な浪費を防止することが期待されている。」<sup>(29)</sup>、「ある人に向けられた生命保険について、その人が亡くなった場合の保険金（現時点では、将来、保険金を受け取る権利）を信託財産とし、受託者を保険契約の『受取人』（beneficiary）とした場合には、信託は有効に成立する。」<sup>(30)</sup>、あるいは、「保険金を受託者 trustee に支払い、指定した者のために投資運用させるもの。保険金受取人に指名された信託会社が信託契約の条件に基づき運用収益金を分配することになっている生命保険契約をいう。」<sup>(31)</sup>とされている。

また、保険信託（保険金信託<sup>(32)</sup>）（insurance

trust) とは、「信託財産の本体 (principal)<sup>(33)</sup> が保険証券 (insurance policy)、あるいは、当該証券の保険金で構成される信託」<sup>(34)</sup> とされ、さらに、「被保険者が死亡時において、信託に対して支払いがなされる1つの、あるいは、複数の生命保険証券により構成される信託」<sup>(35)</sup> とされている。

これらの説明等から、米国における生命保険信託の特色として、①生命保険金請求権(生命保険契約)が信託財産を構成すること、②受託者が生命保険金を受領すること、③受領した生命保険金を受託者は、受益者のために管理・運用することを挙げることができる。

加えて、例えば、生命保険信託とは、1つ、あるいは、それ以上の生命保険契約が含まれていることを除き、単に信託であるとの説明<sup>(36)</sup>も考慮した場合、米国における生命保険信託に関しては、信託財産の種類、生命保険金の受領者が受託者であるのか等の点から、生命保険契約や他の信託と区分されているのではないかと考えられる。

なお、生命保険契約の締結等に関しては日本の場合と同様、①信託の受託者が保険契約者となって締結する方法と②信託設定者が既に加している保険契約を信託の受託者に譲渡する方法の2つがあるとされている<sup>(37)</sup>。

これらの点を考慮すると生命保険信託の定義(要素)等に関して、日本と米国において共通する項目は多いものと考えられる。

## 2. 米国における生命保険信託に係る課税関係等

生命保険信託に係る税務上(税負担)の問題(観点)を整理する上で、日本の場合と異なり、米国においては、生命保険信託については、後述するように、信託税制が適用されており、この点は大きな相違点であると言えるが、まず、生命保険契約との比較を通じて、生命保険信託が活用される要因を整理する。

生命保険信託の活用に関して、複数の受益者の指名が可能であることや金銭の分配等に

関して、給付支払金の支払方法(settlement option)<sup>(38)</sup>よりも信託の方がより柔軟性を提供することができこと<sup>(39)</sup>、また、信託の活用によって、保険金受取人である信託の受益者の状況に応じて、保険金の支払方法について柔軟性を確保できること<sup>(40)</sup>が指摘されている。

さらに、財産の新設・保全等の観点として、財産より生ずる収益が保険料として支払われ、保険金額に相当する財産が新たに設定されること、生命保険契約失効の防止等<sup>(41)(42)</sup>、あるいは、保険金受取人の状況が保険信託を必要とする場合<sup>(43)</sup>(例えば、1920年以後米国における生命保険信託が発展した理由として、保険金が寡婦・孤児によって短時間に浪費されることを防止する手段として適切であることが理由との紹介<sup>(44)</sup>)、さらに、収益の割合について、保険会社が利益を確保することから、通常、給付支払金の支払方法よりも信託の方が高いこと<sup>(45)</sup>が指摘されている。

ただ、これらの理由のみならず、税務上の観点(いわゆる、タックスプランニングの観点)から、生命保険信託の活用が進められていることは否定できないと言える。

例えば、信託の活用によって、節税が図れる場合があること<sup>(46)</sup>、あるいは、「生前に取消不能型信託を設立して生命保険を購入し、生命保険金を遺産税の課税対象から外す節税スキーム」<sup>(47)</sup>との説明されていることから、次に、生命保険信託に係る課税上の取扱いについて、遺産税及び贈与税に係る課税<sup>(48)</sup>を中心に概観していく。

まず、生命保険信託の課税関係については、生命保険信託が信託の一つとして位置付けられていることから、生命保険信託に係る遺産税・贈与税の課税関係を整理する上で、問題となっている生命保険信託が、撤回可能信託(revocable trust)か、あるいは、撤回不可能信託(irrevocable trust)のいずれかであるかが問題となる<sup>(49)</sup>。

例えば、前者の撤回可能信託については、

「委託者が信託を終了する権利、信託財産や分配されていない所得を回復 (recover) する権利を留保する (reserve) 信託」<sup>(50)</sup>や「信託の撤回権を委託者に留保する信託」<sup>(51)</sup>とされ、後者の撤回不可能信託については、「一旦設定がされれば、設定者によって終了されることのない信託」<sup>(52)</sup>とされている。

両信託のうちいずれの信託を選択するかについて、例えば、信託設定者の必要性 (生命保険契約の解約返戻金の利用、信託設定時に受益者を決めていない場合等<sup>(53)</sup>) によって決まるとされている<sup>(54)</sup>が、以下、生命保険信託に関して、撤回可能信託と撤回不可能信託のそれぞれの場合について、税務上の取扱いを概観する。

#### (1) 撤回可能信託の場合

撤回可能信託については、内国歳入法典において、委託者が実質的にコントロールを有する信託である譲与者信託 (grantor trust) (I.R.C. § 671等) の一つとして定義され、そのような信託については、委託者が当該信託の信託財産の所有者とされている<sup>(55)</sup>。

したがって、このような信託については、委託者が所得を支配するものとして、委託者に対する課税 (委託者課税) が採用されている<sup>(56)</sup>。

なお、委託者 (譲与者・譲渡者) (grantor) が保険料を支払う場合の問題<sup>(57)</sup> (I.R.C. § 677 (a)(3)) に関して、委託者もしくはその配偶者を被保険者として、保険料を支払う場合、信託が支払った保険料については、被保険者である委託者の所得とみなされる<sup>(58)</sup>。

また、このような場合、委託者、あるいは、委託者の配偶者が信託財産に対して、何ら持分 (利益) (interest) を有せず、また、当該保険金が受益者に支払われることが撤回不可能であるとしても委託者に対して課税されることとされている<sup>(59)</sup>。

さらに、財産移転の撤回、受益者や受益権の内容の変更の存在については、不完全

移転の典型とされ<sup>(60)</sup>、撤回可能信託の信託財産については、委託者の総遺産に組み込まれ、相続税・遺産税の対象となる<sup>(61)</sup> (I.R.C. § 2038)<sup>(62)</sup>。

上記のような課税関係に関して、特に、信託財産が遺産税の対象となることを考慮し、例えば、生命保険信託に関して、撤回可能な信託として設定する例は稀であるとの指摘<sup>(63)</sup>や撤回可能信託に関しては、一般的には、税務上のメリットがないとの指摘<sup>(64)</sup>がされている。

遺産税の節税策として、撤回不可能信託である生命保険信託が活用されることが紹介されていること<sup>(65)</sup>から、次に、撤回不可能信託である生命保険信託に係る課税関係について概観する。

#### (2) 撤回不可能信託の場合

##### (i) 遺産税について

遺産税と生命保険金の関係に関して、①遺言執行者 (executor<sup>(66)</sup>) によって死亡保険金として受領される金額を限度として、②被相続人 (故人) (decedent<sup>(67)</sup>) の死亡時点において、当該被相続人が単独 (alone) 又は他者 (other person) と共に (in conjunction with) 行使可能な付随的権利 (incidents of ownership) を有する生命保険により、他の保険金受取人のすべてによって死亡保険金として受領される金額を限度として、総遺産 (gross estate)<sup>(68)</sup>に含まれることが規定されている (I.R.C. § 2042)<sup>(69)(70)</sup> ことから、生命保険金が当該規定に該当するか否かの点が、遺産税の課税問題となる。

つまり、生命保険信託の信託設定者が信託財産を留保した場合 (つまり、撤回可能な場合)、生命保険金が遺産税の対象となることから、信託における信託財産の留保の有無が問題となると言える<sup>(71)</sup>。

ただ、仮に、撤回不可能な信託の場合、つまり、委託者が付随的権利 (incident of ownership)<sup>(72)</sup>を有しない場合と評価される

場合には、総遺産額に含まれないと考えられる<sup>(73)</sup>。

なお、撤回不能信託については、委託者が、信託の変更・修正・終了する権利を有しないことから、委託者の提供した財産（財産所有権）が完全に信託に移転するため、撤回可能信託と撤回不能信託において、信託設定後の当該財産の帰属が異なるとの指摘<sup>(74)</sup>がされている。

ただ、贈与税の適用の有無を考慮すべき問題となることから、次に、撤回不可能信託である生命保険信託に関連する贈与税の規定や事案等の概要を整理する。

#### (ii) 贈与税について

まず、贈与税の対象に関しては、「財産の経済的利益（benefits）に対する支配の移動」であるとされている<sup>(75)</sup>。

ただ、資産の移転と贈与税に関して、信託の場合、信託の委託者が、明示的、あるいは、黙示的に、当該資産の移転を解除することのできる権限を有しているのかによって、決定されるとされ、仮に、委託者が移転を解除できる権限を有している場合、完全な移転でないとして、贈与税の対象とならないとされている（Treas. Reg. § 25.2111-2(b)）<sup>(76)</sup>。

なお、贈与税に関して、各受贈者に対して、2014年及び2015年において、14,000ドルの贈与税の非課税枠（年間課税除外）（exclusion）が認められている（I.R.C. § 2503(b), Rev. Proc. 2013-35.）<sup>(77)</sup>。

また、贈与税の非課税枠の適用に係る2つの具体的な要件として、①当該贈与が将来の権利（future interest）ではないこと<sup>(78)</sup>、②確実性を有する価値であること（ascertainable value）の2つの要件が必要とされている<sup>(79)</sup>。

このような贈与税の非課税枠の適用と生命保険信託との関係に関しては、特に、次に見ていく生命保険信託に設けられたクラミー（Crummey）条項（受益者のクラミー引出権）の設定等が問題となるとされている<sup>(80)</sup>。

#### (iii) クラミー条項について

クラミー条項については、内国歳入法典上、当該項目（受益者の権限）を規定した条項等ではなく、以下の事案のような特色を有する生命保険信託における信託約款（条項）を意味する。

具体的には、特定の信託に係る信託約款において、受益者が未成年（21歳未満）であるが、当該受益者、あるいは、当該受益者の保護者（guardian）が受託者に対して一定の金銭の支払いを求める権限を有する場合、当該権限については、将来の利益（future interest<sup>(81)</sup>（I.R.C. § 2503(c)））ではなく、享受し得る権利（right to enjoy: 現在の利益（present interest））に該当するかどうか、つまり、贈与税の非課税枠（exclusion）（I.R.C. 2503(b）（事案の当時、1人当たり3,000ドル）の適用が認められるかが争われた事案<sup>(82)</sup>であり、クラミー条項との名称は当該事案の原告の名前に由来するものである。結果としては、原告（納税者）の主張（贈与税の非課税枠の適用）が認められたところである<sup>(83)</sup>。

まず、クラミー条項の特色としては、例えば、受益者は受託者に対して一定の金額の引出を求めることができるが、受益者が当該引出権を行使しなかった場合、受託者は、委託者（例えば、受益者が子供である場合の親）から贈与された資金を使って生命保険料の支払に活用することができる<sup>(84)</sup>とされている点であると言える。

つまり、委託者が撤回不可能信託（受託者）に贈与した（移転した）資金について、受託者からの保険会社への保険料の支払を経由することにより、信託財産である生命保険金に資金を変換できること、言い換えれば、生命保険契約・信託を通じて、受益者に対して、遺産税の対象外となる生命保険金への転換が可能になると言える。

ある意味、当然のことながら、当該生命保険信託の信託約款等において、受益者の引出権の行使を制約する明確な契約（取決め）は

存在しないが、受託者が贈与された資金を生命保険契約の保険料へ充当することの前提として、当該引出権が受益者により行使されないことが期待されている<sup>(85)</sup>。

ただ、受益者がクラミー引出権を行使しないことに関して、全く課税上の問題が生じるものではないことに留意する必要がある。

具体的には、内国歳入法典上、付与された権利の放棄 (release) は、当該付与された権利を有する個人による財産の移転とみなさ、引出権の失効も権利の放棄とみなされている (I.R.C. § 2514(b), (e)(2))。

また、引出権の消滅 (失効) (lapse of power) の場合の取扱いについては、引出権の対象財産が5,000ドルや信託財産の5%の金額を超える場合 (I.R.C. § 2041(b)(2))<sup>(86)</sup>、受益者 (信託財産を保有するとされる者) の死亡時において、当該超えた金額等が遺産税の課税対象となる場合<sup>(87)(88)</sup>、あるいは、受益者へ贈与税が課される場合があることから、引出権が行使されないことには一定の留意が必要であるとされている<sup>(89)</sup>。

なお、受益者による引出権が行使されるか否かに関わらず、贈与者は、上記の年間の贈与税の非課税枠を適用することができる<sup>(90)</sup>とされている。

このように、撤回不可能信託である生命保険信託において、受益者による引出権を設けることは、贈与税の非課税枠の要件である現在の権利 (present interest) を創設するもの<sup>(91)</sup>との指摘がみられる。

#### IV. 日本と米国における生命保険信託の相違点の整理等

上記のように、日本と米国における生命保険信託の定義・目的等や生命保険信託に係る課税関係の規定等を概観したが、両者の相違点の第1点目として、日本においては、生命保険信託について、必ずしも信託に係る課税関係が適用されず、信託財産である生命保険

契約に係る課税関係が適用されることを挙げることができる。

つまり、生命保険信託の活用を進める上で、税務上の生命保険信託については、生命保険信託 = 生命保険契約として取り扱われていることに留意する必要があると考えられる。

他方、米国において、生命保険信託に関しては、他の信託と特に区別することなく、信託に係る課税関係が適用され、委託者の権限 (撤回権の有無等) や受益者の権限、特に、上記で言及した多くの生命保険信託に設けられているクラミー引出権に係る条項について、当該の条項の内容が考慮され、贈与税の非課税枠の適用の有無等が判断されている。

つまり、生命保険信託における受益権の内容 (受益者の有する具体的な権限) により、受益者が信託財産から具体的に享受 (管理・支配) する利益や受託者に請求し得る具体的な利益の内容に応じて<sup>(92)</sup>、贈与税の非課税枠の適用等の課税関係が決定されていると言える。

したがって、日本の場合と異なり、米国の生命保険信託については、信託に係る課税関係<sup>(93)</sup>に依拠することを基本とする点が特色として考えられる<sup>(94)</sup>。

第2点目として、日本における相続税法上の生命保険信託の定義については、法令・通達上明確にされていないが、上記の名古屋高判で示された要素を踏まえた場合、ある意味、通達上の生命保険信託に該当する信託は、非常に限定されたものではないかと解されている。

他方、米国において、生命保険信託については、他の信託と同様、信託課税の対象とされていることから、税務上、特に他の信託と区分されておらず、信託財産の内容により区分されている。

むしろ、遺産計画 (estate planning) の選択肢として、納税者等にとって、他の信託や生命保険契約等と比較されており、ある意味、前述したように、生命保険信託の目的が遺産

税における課税されない生命保険金の活用、クラミー引出権による贈与税の回避（非課税枠の活用）であることは否定できないと言える<sup>(95)</sup>。

このような両国における税務上の取扱いの違いの結果として、日本の場合、信託の内容（商品として提供できるサービスの内容）が限定されるのではないかと考えられる<sup>(96)</sup>が、他方、米国の場合、日本と比較して、納税者（市民）の種々のニーズに対応した多様な可能性を提供できる信託が提供される可能性があるのではないと考えられる。

ただ、生命保険信託の特色である信託財産が生命保険契約（生命保険金請求権）であるとの点を考慮した場合、例えば、「信託についても、納税義務者が具体的に確定した権利を手にしてはじめて、課税を行うべきである」<sup>(97)</sup>との指摘を勧案すると、日本の生命保険信託に係る課税上の取扱いについては、一定の合理性があることは否定できないのではないかと解される<sup>(98)</sup>。

つまり、確かに、税法上、受益者が信託財産を所有しているとみなされることから、生命保険信託の場合、信託財産である生命保険金請求権を受益者が所有していると位置付けることはできるが、例えば、信託約款等において、受益者が当該生命保険金請求権の管理・処分をできない場合、受益者であることのみを根拠として、生命保険金の課税（生命保険金の支払時点における課税）と異なる信託課税の原則である設定時課税に基づくことが合理的であり、一般の理解を得られるかという点には一定の考慮を払わざるを得ないと考えられる。

特に、前述した保険料を委託者が支払等の特色を有する無財源生命保険信託<sup>(99)</sup>に関して、当該信託の受益者が何ら当該生命保険請求権を管理・処分できない場合は、上記の点について考慮せざるを得ないと思われる。

したがって、名古屋高判で言及された生命保険信託の要件である①信託契約上、受託者

に生命保険契約の締結が義務づけられていること、あるいは、信託財産の運用方法が生命保険契約に限定されていること（運用方法に係る受託者の裁量が存在しないこと）、②委託者の指示（指図）に基づいて生命保険契約の締結がなされること（委託者による生命保険契約の締結の明確な指示（指図）の存在）、③委託者によって生命保険契約の解約が禁止されていること（生命保険契約の継続性）に関して、受益者の有する権限等に着目しつつ、上記の米国のクラミー引出権における受益者の権限（power）や現在の利益（present interest）の有無等と比較した場合、名古屋高判で示された要件に該当する生命保険信託の受益者において、信託財産である生命保険契約（生命保険金請求権）や保険料等に関して、何ら管理・支配する権限を有していないものと理解することができるのではないかと考えられる。

ある意味、何ら管理・支配する権限を有しない受益者に対して、信託の設定時において、何ら課税を行わないとの考え方については、現行の受益者に対する設定時課税に係る疑問・議論等に通じるものがあるのではないかと解される<sup>(100)</sup>。

また、生命保険契約と特定の生命保険信託が、同様の経済効果をもたらすものと評価できる場合、両者の課税の関係について、一方に優遇を与えず、結果として同一のものであることが一定の合理性があるとの見解<sup>(101)</sup>に通じるものがあるのではないかと考えられる。

## V. おわりに

上述のように米国における生命保険信託に係る課税関係の特色については、①生命保険信託が信託であることを前提とした上で、②米国の内国歳入法典における信託課税に係る規定に沿って、当該信託における委託者の権限、受益者の権利等に着目した上で、委託者

等の課税関係を判断するものであり、③結果として、生命保険契約の場合における課税関係が異なる場合があることが示されている。

他方、米国と異なり、日本において、通達に示されている「生命保険信託＝生命保険契約」とのある種の割り切りの考え方は、名古屋高判において、一定の要件（要素）が示されているとは言え、生命保険信託に係る課税関係を不明確にする恐れがあるのではないかと考えられる。

当該名古屋高判において、問題とされた信託に関して、判旨及び課税庁の主張において、いわゆる生命保険信託に該当しないことを前提に課税関係の整理・検討が進められていた<sup>(102)</sup>ところである。

ただ、従前（戦前を含む。）の日本の学説上の分類、あるいは、上記の米国の分類や議論等を踏まえた場合、問題となった信託が生命保険信託（財源付生命保険信託）であることを前提としつつ、当該信託における生命保険料の負担者、委託者の権限、受託者の権限、受益者の有無、受益者の権利等に着目した上で、相続税法の規定に基づき、当該信託に係る課税関係を整理することが、現行の相続税法等の税法に基づく判断として妥当なものと言えるのではないかと解される<sup>(103)</sup>。

したがって、多様な生命保険信託に対する必要性が今後生じる可能性<sup>(104)</sup>を考慮した場合、生命保険信託の課税関係については、相続税法等における信託課税に係る規定に基づき、個々の生命保険信託に応じて整理・検討する姿勢が求められるのではないかと考えられる。

上記の米国の生命保険信託に係る議論等、特に、日本に見られないクラーミー引出権に係る議論等は、例えば、「所得課税の『人税』』としての特徴を重視するのであれば、各受益者が（単なる『期待』ではなく私法的な裏付けの下で）何を得たのか、から出発するのが妥当であり、その場合には、受益権そのものに着目した課税<sup>(105)</sup>との見解がみられる日本

の信託の課税に係る議論<sup>(106)</sup>に何らかの素材等を提供するのではないかと考えられるが、これらの問題については今後の検討課題<sup>(107)</sup>としたい。

#### 【注】

- (1) 海原文雄「保険信託」信託200号（1999年）142頁。
  - (2) プルデンシャル生命保険会社 HP（「安心サポート信託（生命保険信託型）」の仕組みと主な利用ケース）（<http://www.prudential.co.jp/insurance/inquiry/feature/feature04.html> [最終確認日：2015年3月30日]）。
  - (3) 四宮和夫『信託法 新版』（有斐閣、1989年）28頁。
  - (4) 海原・前掲注（1）142頁。
  - (5) 戦前における生命保険信託の議論や課税に係る議論については、拙稿「生命保険信託をめぐる相続税法上の課税問題」税法学568号（2012年）85-93頁。
  - (6) 大阪谷公雄『信託法の研究（下）』（信山社、1991年）128頁（初出「生命保険信託の法律的構成」信託9巻1号（1935年）51頁）。
  - (7) 呉文炳『信託経済論』（日本評論社、1933年）717頁。
  - (8) 呉・前掲注（7）719頁。
  - (9) 伊藤宏「金銭債権の信託」信託協会編『信託実務講座 第3巻』（有斐閣、1963年）4頁。
  - (10) 例えば、基金付生命保険信託と無基金生命保険信託と表記（和賀賢治郎「米国に於ける生命保険信託に就て」経済論叢30巻2号（1930年）150頁）があるが、本稿においては、伊藤・前掲注（9）12頁や海原・前掲注（1）142頁の表記に基づくものとする。
- なお、信託法あるいは保険法において、財源付生命保険信託と無財源生命保険信託の定義等はされていない。
- (11) 新井誠「生命保険信託－米国における

- 現状」千葉大学法学論集11巻1号(1996年)30頁。
- (12) 藤原泰『特殊信託研究 信託研究第1巻』(文雅堂、1933年)11頁。
- (13) 藤原・前掲注(12)14-15頁。
- (14) 保険料の支払義務の主体は保険契約者である(保険法2条3号)。
- (15) 能見善久『現代信託法』(有斐閣、2004年)35頁。「被相続人となるべき者が、自己の家族員のために信託を設定しようとする場合には、自己の債権者から遺産を保護することができるかどうか、エステイト・プランニング上、重要な検討事項となる。」として、米国における生命保険信託の利点の一つとして被相続人である被保険者の債権者からの保護が挙げられている(植田淳「米国の生命保険信託－エステイト・プランニングの視点から－」信託204号(2000年)36頁)。
- (16) 基本的に、平成19年度改正前の相続税法上の考え方と同様である(「特別座談会 信託法制と信託税制の改革」税研133号(2007年)4頁(佐藤英明教授発言))。
- (17) 財務省『平成19年度税制改正の解説』475頁(財務省HP)  
([http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2007/explanation/pdf/P469-P499.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2007/explanation/pdf/P469-P499.pdf) [最終確認日:2015年3月30日])。
- (18) 植松守雄「所得税法の諸問題 第27回」税経通信43巻13号(1988年)41頁。
- (19) 信託元本の所在がいずれか(例えば、ひとりの)受益者に固定されるとの説明(岡村忠生「不完全移転と課税(序説)」法学論争164号1~6号(2009年)151頁)。  
また、このような受益者連続型信託については、信託受益権の実質を捉えていないとの指摘(同上)や委託者が自己に復帰される権限や受益者の変更等の権限を有し、元本財産に対する支配を維持しながら、相続税の対象から除外できるとの指摘(同152頁)。
- (20) 岡村・前掲注(19)150-152頁。
- (21) 当該規定(「権利の内容に応じて」)に関して、「信託の機能が、信託財産の内容を分解・転換して受益者に享受させるものであることを正面から捉え、これに対応して所得を帰属させることを構想した規定であると考えられることができる。」との分析(吉村政穂「受益権が複層化された信託に対する課税ルールに関する一考察」金融庁金融研究センター DP2012-1(2014年4月)18頁)。
- (22) 岡村・前掲注(19)152-153頁。
- (23) 岡村・前掲注(19)150、154-155頁。
- (24) 藤谷武史「所得課税における法的帰属と経済的帰属の関係・再考察」金子宏ほか編『租税法と市場』(有斐閣、2014年)191頁。
- (25) 山口昇『生命保険金・損害保険金をめぐる評価と課税の実務』(TKC出版、2011年)1186-1187頁。  
保険金請求権について、「この権利は保険事故や給付事由が発生してはじめて具体的な金銭債権となり、・・・(中略)・・・保険事故や給付事由の発生前の保険金受取人は、保険金請求について将来の権利を取得しうる法律上の地位を有するにすぎず、保険事故や給付事由の発生という条件の成就によって具体的な保険金請求権を取得することとなる。」との説明(日本生命保険生命保険研究会編『生命保険の法務と実務[改定版]』(きんざい、2011年)91頁)。  
なお、本文の冒頭に紹介した通達の解説においては、理由を示すことなく、「生命保険信託に課する権利については、生命保険契約に関する規定である法第3条及び法第5条の適用があることを留意的に示したものである。」との説明のみが示されている(野原誠編『平成27年度版 相続税法基本通達逐条解説』(大蔵財務協会、2015年)185頁)。
- (26) 訟月60巻3号618頁。拙稿「判批」税務

- 弘報61巻10号 (2013年) 121頁。
- なお、上告に関して、平成26年7月15日、最高裁第三小法廷は不受理の決定をしている (D1-Law.com 第一法規法情報総合データベース (判例ID: 28230238))。
- (27) 他の具体例として、受益者等課税信託とされている生命保険信託 (「保険契約者が死亡保険金請求権を信託財産とする生命保険信託契約を締結した場合の生命保険料控除の適用について」(回答年月: 平成22年12月13日、回答者: 東京国税局 審理課長) (国税庁 HP (<http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/bunshokaito/shotoku/101213/02.htm#b2> [最終確認日: 2015年3月30日]))。
- 上記の回答事例の信託は、無財源生命保険信託に該当すると考えられるが、当該信託に係る課税関係の整理については、拙稿・前掲注 (5) 93-95頁。
- (28) 例えば、宮本佐和子・中村仁「信託と生命保険を活用した資産移転スキームー米国富裕層に活用されるエステートプランニングー」資本市場クォーターリー 12巻4号 (春号) (2009年) 372頁 (野村資本市場研究所 HP (<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2009/2009spr39.pdf> [最終確認日: 2015年3月30日]))。
- (29) 田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会、1991年) (以下、「英米法辞典」という。) 519頁。
- (30) 樋口範雄『アメリカ信託法ノート』(弘文堂、2000年) 50頁。
- (31) 生命保険文化センター『2004 生命保険用語英和辞典』(生命保険文化センター、2004年) (以下、「生命保険用語英和辞典」という。) 483頁。
- (32) 「保険者により支払われる保険金が受託者に対して直接支払われることにより設定される信託。保険金の投資運用を目的として、とくに生命保険金について設定されることが多い。」(英米法辞典459頁)。
- (33) 英米法辞典663頁。
- (34) BLACK'S LAW DICTIONARY, 1744 (10th ed.2014).
- (35) *Id.* 英米法辞典519頁。
- (36) Julian R. Friedman, *Estate Planning Strategies Through Life Insurance Trusts Under the 1981 Tax Act*, 60 *Taxes* 349 (1982), 349.
- (37) 新井・前掲注 (11) 13頁。
- (38) 死亡保険金の受取方法で、例えば、定額分割払、一定期間分割支払、終身年金払等の支払方法が例示されている (生命保険用語英和辞典759頁)。
- (39) Joseph M. Dodge, *Wills, Trusts, and Estate Planning Law and Taxation Cases and Material*, 538 (West Publishing Co., 1988).
- (40) 財トラスト60エステイト・プランニング研究会訳 (ロバート・J・リン著)『エステイト・プランニング』(木鐸社、1996年) 123頁。  
また、若い人にとっては、働いて財産を蓄える機会を得る前の早い時期に死亡すれば遺産を作るために保険に頼らなければならないことが言及されている (同200頁)。
- (41) 呉・前掲注 (7) 745-746頁。
- (42) 保険金の管理運用と同時に保険金及び保険料の財源となる金銭の運用といった金融上の意義を有する旨の説明 (和賀・前掲注 (10) 153頁)。
- (43) 呉・前掲注 (7) 754頁。
- (44) 藤原・前掲注 (12) 7頁。ある意味、生命保険信託は、生命保険金の受取のサービス + 当該保険金の管理に係るサービスを提供しているものといえる。
- (45) Dodge, *supra* note 39, at 538.  
生命保険信託の特徴と利点として、①生命保険による遺産形成、②受託者の財産管理権・裁量権の活用、③被保険者の債権者からの保護、④受益者の債権者からの保護が挙げられている (植田・前掲注 (15) 35-37頁)。

- (46) Dodge, *supra* note 39, at 538.
- (47) 松岡純二『高齢化社会における財産管理のための日米の信託活用と課税関係』(清文社、2013年) 95頁。
- (48) 本稿において、世代跳躍税 (generation-skipping transfer tax) の整理・検討については割愛する。
- (49) 遺産税・贈与税と信託との関係の概要については、佐藤英明『信託と課税』(弘文堂、2000年) 38頁。
- (50) BLACK'S LAW DICTIONARY, 1746 (10th ed.2014).
- (51) 沖野真巳「撤回可能信託」大塚正民・樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』(有信堂、2002年) 81頁。
- (52) BLACK'S LAW DICTIONARY, 1744 (10th ed.2014).
- (53) 撤回可能信託の利用の利点として、「自由な意思の反映」、「検認手続の回避、遺言の代替」、「遺族等の生活費確保」が挙げられている(新井誠編『高齢化社会とエステイト・プランニング』(日本評論社、2000年) 88頁【星田寛執筆】)。遺産税の対象になるか否かに関わらず、同旨の利点が存在することから生命保険信託に関して撤回可能信託が選択されるとの指摘(佐古麻里「米国における生命保険および生命保険信託の課税関係」税法学572号(2014年) 86頁)。
- (54) 新井・前掲注(11) 11頁。
- (55) 沖野・前掲注(51) 83-84頁。  
なお、信託財産は委託者の財産とみなされ、その収益については委託者に所得課税がされるとの点に言及(同109頁)。
- (56) 財団法人トラスト60『信託税制研究-海外編』(財団法人トラスト60、1997年) 51頁【水野忠恒執筆】。
- (57) Dodge, *supra* note 39, at 544. *Burnet v. Wells*, 289 U. S. 670 (1933).
- (58) Boris I. Bittker & Lawrence Lokken, *Federal Taxation of Income, Estates and Gifts*, ¶80.5 (2d ed., Warren, Gorham & Lamont. 1992).
- 水野忠恒『国際課税の制度と理論』(有斐閣、2000年) 176、186頁。「生命保険信託については、家族の就学や職業教育のために設定される信託よりも何故重課されなければならないのかということについては説明がなされていないといわれる。」との見解(同187頁)。
- (59) Bittker & Lokken, *supra* note 58, at ¶80.5, 80-50.  
例えば、信託Bの信託財産が委託者を被保険者とする生命保険であり、受益者が3人の子供であり、また、信託Aの委託者及び受益者が信託Bと同じであり、当該信託Aの収入が信託Bの生命保険契約の保険料に充当される場合、信託Aの収入は委託者の総収入に含まれるとされている(Rev. Rul. 66-313; 1966-2 C.B. 245.)。
- (60) 岡村・前掲注(19) 176頁。
- (61) 沖野・前掲注(51) 110頁。
- (62) Bittker & Lokken, *supra* note 58, at ¶126.5.1.
- (63) 新井・前掲注(11) 12頁。
- (64) William M. McGovern, Jr & Sheldon F. Kurtz, *Principles of Wills, Trusts and Estates*, 190 (Thomas West. 2005).
- (65) バーバラ・R・ハウザー(新井誠・岸本雄次郎共訳)「米国における今日の家族信託(Family Trust)の利用状況」信託224号(2005年) 39-40頁。
- (66) 英米法辞典319頁、生命保険用語英和辞典275頁。
- (67) 英米法辞典213頁、生命保険用語英和辞典205頁。
- (68) I.R.C. § 2031.
- (69) Bittker & Lokken, *supra* note 58, at ¶127.1, 127-1, John K. McNulty & Grayson M. P. McCouch, *Federal Estate and Gift Taxation in a Nutshell*, 238 (6th ed., Thomson West. 2003).
- 渋谷雅弘「生命保険に関する税制」日税

研論集41号 (1999年) 113頁、辻美枝「生命保険をめぐる所得税および相続税の諸問題」税大ジャーナル13号 (2010年) 71頁。

(70) 新井・前掲注 (11) 20頁。生命保険信託 (撤回不能) の主たる利点と目標は生命保険金による被保険者の遺産税の回避との説明 (Grassi, Sebastian V. Jr, *Key Issues to Consider When Drafting life Insurance Trusts*, 31 Estate Planning 8, 390 (2004).)。

(71) 新井・前掲注 (11) 20頁。

(72) 付随的権利 (incident of ownership) については、移転された保険契約に対して行使し得る管理のための一切の権利との説明 (BLACK'S LAW DICTIONARY, 880 (10th ed.2014).) や受取人の変更、契約の解約、譲渡等の保険約款記載の種々の特典を行使する権利 (生命保険用語英和辞典 394頁)。

(73) 2042条が適用されないために、生命保険契約を利用しつつ信託の活用が有効との説明 (Pamela L. Rollins & Nicole Bari Rubin, *Irrevocable Life Insurance Trusts Line by Line*, 11 (Aspatore, 2011).)。

(74) 佐古・前掲注 (53) 87頁。

(75) *Estate of Sanford v. Commissioner*, 308 U.S. 39, 42-43 (1939) の「財産の経済的利益に対する支配」(control over the economic benefits of property) や Wendy C. Gerzog, *Contingencies and the Gift Tax*, 93 Tax Notes, 977 (2001) の「贈与税の本質は支配の移転」(The essence of the gift tax is the transfer of control.) を引用 (言及) した上で、贈与税では移転の有無が問われるとの説明 (岡村・前掲注 (19) 208、216頁)。

(76) 松永和美「米国の信託の税制について」信託238号 (2009年) 64頁。撤回の留保や受益権の変更する権限については、岡村・前掲注 (19) 210頁、生涯権の留保 (同211頁) とした上で、移転者が留保していた移転財産に対する権限を放棄した時点で、贈

与があったものとされるとの説明 (同上)。

(77) 少額の贈与について、記録保存及び報告を不要にするための説明 (渋谷雅弘「資産移転課税 (遺産税、相続税、贈与税) と資産評価 (一) - アメリカ連邦遺産贈与税上の株式評価を素材として -」法学協会雑誌110巻9号 (1993年) 1352頁)。

贈与税の制度等については、岡村・前掲注 (19) 164頁参照。

(78) 連邦最高裁は、確定的権利 (確実な権利) (vested right) では不十分であり、加えて、現在 (ただちに)、財産を使用すること、所有すること、あるいは、享受できる権利を有しなければならないことを示している (*Fondren v. Commissioner*, 324 U.S. 18, 20 (1945).)。

(79) *Stark v. United States*, 477 F.2d 131, 132 (8th Cir. 1973).

贈与税の控除の基本的な適用要件として、①贈与が現在の利益であること (present interest)、②現在の利益の価値が合理的な確実性を有することを納税者は証明しなければならないとの説明 (Kent Mason, *An Analysis of Crummey and the Annual Exclusion*, 65 Marq. L. Rev. 573 (1982).)。

ただ、受益者に対して、①クラーミー引出権の存在が知らされず、②行使できる期間が非常に限定されている場合、現在の利益 (present interest) に該当しないとの判断が示されている (Rev. Rul. 81-7; 1981-1 C.B. 474.)。

クラーミー引出権の行使期間が15日であっても現在の権利に該当するとした事例 (*Estate of Maria v. Commissioner*, 97 T. C. 74 (1991).)。

また、信託約款の作成上、クラーミー引出権の行使については、十分な期間 (例えば、最低15日で、30日間が望ましい) を設ける必要があるとの指摘 (Sebastian, *supra* note 70, at 394. (2004).)。

- (80) 新井・前掲注(11) 16頁。
- (81) 例えば、Cが生命保険契約(被保険者:C)を信託(受益者:D)に移転(譲渡)し、また、Cの死亡により支払われる生命保険金が運用され、そこからDの生存中の間、収益が支払われる場合、Dに対する収益の支払は、Cの死亡後にはじめて行われることから、上記の移転は、財産における将来の利益(future interest in property)であり、非課税枠の適用は認められないことが示されている(Treas. Reg. § 25.2503-3(c) Example (2))。
- また、贈与の完了と将来の利益について、将来に支払を行う約束について、実際の支払時ではなく、法的に強制可能となった時点との説明(Rev. Rul. 69-347, 1969-1 C.B. 227. 岡村・前掲注(19) 209頁)。
- (82) *Crummey v. Commissioner*, 397 F.2d 82 (9th Cir 1968).
- この事案に関しては、財産の贈与(a gift of property)と財産を帰属させる権限の贈与(a gift of a power to vest property)のそれ自体の区別を欠いているとの批判が示されている(*Bradly E.S. Fogel, Back to the Future Interest: The Origin Questionable Legal Basis of the Use of Crummey Withdrawal Powers to Obtain the Federal Gift Tax Annual Exclusion*, 6 Fla. Tax Rev. 187, 244 (2003).)。
- (83) 内国歳入庁は、*Crummey*判決の考え方に従うとの見解を示した(1972 AOD LEXIS 112 (Jan. 14, 1972).) 上で、従来の方針を変更している(Rev. Rul. 73-405, 1973-2 C.B. 321.)。
- (84) Rollins & Rubin, *supra* note 73, at 74. 新井・前掲注(11) 16頁。
- (85) Kelly A. Moore, *Rubik's Cube and Tax Policy: Proposed Solutions for Puzzling Components of Estate Planning with Life Insurance*, 33 Va Tax Rev. 429, 446 (2014).
- もし、受益者が引出権の行使を選択した場合、受託者はこれを尊重しなければならず(Rollins & Rubin, *supra* note 73, at 83.)、また、引出権の行使期限までに、信託財産が引出権の対象となる金額を下回る場合、当該引出権は効力を有しないことから、結果として、贈与税の非課税枠の適用が認められないこととなるとの指摘(Mason, *supra* note 79, at 588.)。
- (86) 新井・前掲注(11) 17頁。
- (87) 具体例として、*Fish v. United States*, 432 F. 2d 1278 (1970), 291 F. Supp. 59 (1968). を参照。
- (88) 具体例として、Bittker & Lokken, *supra* note 58, at ¶ 128.35.
- また、引出権が行使されない期間が長くなるほど、生命保険信託の受益者の総遺産に引出権の対象の金額が含まれる可能性が高まるとの指摘(Mason, *supra* note 79, at 586.)。
- (89) 例えば、ほとんどの生命保険信託(撤回不可能信託)については、引出権は5,000ドルや信託の総財産の5%の基準の範囲であるとの指摘(Lannon, Patrick J, *Planning Opportunities With Irrevocable Life Insurance Trusts*, 34 Estate Planning 5,26, 28 (2007).)。
- なお、クラミー引出権を有する者が唯一の受益者であり、当該受益者が行使をしない場合、当該放棄は贈与に該当しないとされた事例(PLR 8142061; 1981 PLR LEXIS 5476)。
- (90) Fogel, *supra* note 82, at 213.
- なお、クラミー引出権を制限する議論や方向性については、Joint Committee on Taxation, *Taxation of Wealth Transfers Within a Family: A Discussion of Selected Areas for Possible Reform*, JCX-23-08, at 46-49 (2009).
- (91) Brant J. Hellwig & Robert T. Danforth, *Estate and Gift Taxation*, 82 (2d ed. Lexis Nexis, 2013).
- (92) 米国における信託と贈与税の関係に関

- して、贈与の完了は、移転者が自らの利益を放棄するだけではなく、他者の受益に関しても、支配と管理を断ち切らねばならないとの説明(岡村・前掲注(19)215頁)。
- (93) 元本財産に対して、内容の異なる複数の利益に関わる場合、その利益に応じて可分的な処理が行われることについて、財産利益移転型課税のアプローチとの説明(岡村・前掲注(19)192頁)。
- (94) 信託設定時課税が採用されている日本の信託税制上、クラミー引出権が設けられる可能性は低いのではないかと考えられる。ただ、例えば、所得の帰属の検討に係る議論において、例えば、「素材判例(筆者注:東京高判平成23年9月21日訟月58巻6号2513頁)の立論を維持するためには、Aは(遺産管理者による)競売代金取受時に、この収益(代金)に対する支配可能性があり、それを任意に(あるいは少なくとも、一定の条件下で自分の利益のために)処分し得る地位にあった、ということが言えなければならない。」(藤谷武史「所得の『帰属』・再考(序説)－東京高判平成23年9月21日訟月58巻6号2513頁を手がかりとして－」『金融取引と課税(3)』(公益財団法人トラス60、2014年)126-127頁)との指摘を踏まえると、クラミー引出権に係る議論は、日本における信託に係る税法上の帰属を考える参考になるのではないかと思われるが、このような問題については、今後の課題としたい。
- (95) クラミー引出権の条項は、ほとんどが本質的には、にせもの(sham)との見解(Joint Committee on Taxation, *supra* note 90, at 48.)。
- また、コロンビア大学ジョージ・クーバー教授の論文(George Cooper, *A Voluntary Tax? New Perspectives on Sophisticated Estate Tax Avoidance*, 77 Colum. L. Rev. 161 (1977).)の紹介を通じて、遺産計画における遺産税・贈与税の回避の手法として、
- 課税されない財産を作り出すための手法として、生命保険の活用、贈与税の非課税枠を利用する手法の説明については、渚圭吾「民事信託と相続税・贈与税に関する研究ノート」『金融取引と課税(2)』(公益財団法人トラス60、2012年)40-41頁。
- (96) 例えば、公表されている生命保険信託(前掲注(2)や前掲注(27))は、課税上の取扱いから、無財源生命保険信託に限定されているのではないかと思われる。
- (97) 岡村忠生「多様な信託利用のための税制の提言」信託研究奨励金論集31号(2010年)85頁。
- (98) 事実上であれ、経済的価値が移転したと評価できるのであれば、相続税法9条に基づいて、贈与税課税が行われることになりそうであるとした上、生命保険契約の締結、保険料の支払の時点で贈与が存在すると評価すべきことになるのではないかとの見解や相続税法9条の原則論が生命保険契約に貫徹されていないとの指摘(渚・前掲注(95)50頁)。
- (99) 前掲注(96)参照。
- (100) 例えば、受益者連続型信託に関して、受益者の交代のたびに、新たな受益者に対して、当該受益者が取得することができる財産(享受することができる経済的利益)ではなく、信託元本の全額に対する課税が行われることが問題として上で、受益者連続型信託の全ての受益者に対して元本の税額を課税することは、「過剰」(overkill)と指摘(岡村・前掲注(19)156-158頁)した上で、原因が、信託に関する権利関係の変化を信託元本の全部が一人または同一段階にある受益者に移転するという擬制に置き換えているとの分析(岡村・前掲注(19)159頁)。
- (101) 渚圭吾「租税法における生命保険契約の意義」金子宏ほか編『租税法と市場』(有斐閣、2014年)255頁。
- (102) 相続税法上の解釈として、当該信託設

- 定時における贈与税の課税自体は妥当であると解される。納税資金が確保できない場合の解釈として、田中啓之「判批」ジュリスト1460号（2013年）9頁。
- (103) 生命保険信託がほとんど利用されない理由として、信託に有利な税制となっていないとの見解（植田・前掲注（15）40頁）。
- (104) 例えば、戦前における生命保険信託の活用例として、「自己の死後に於ける子息の学資金の供与を目的とする生命保険信託」（信託協一会報6巻3号（1932年）62頁）、「家督相続人の幸福と妻の生計保障を目的としたる簡単なる保険信託」（信託協一会報7巻1号（1933年）88頁）。
- (105) 藤谷・前掲注（24）191頁。
- (106) 受益者が取得したものは信託財産ではなく受益権（経済的権利としては受益債権）であるから、受益者が取得したものに見合った課税を行うべきとの見解と当該見解に対する反論について、藤谷武谷「受益者連続型信託に対する資産移転税の課税方式に関する一考察」『金融取引と課税（1）』（公益財団法人トラスト60、2011年）114-115頁。
- 所得税や相続贈与税においては、「信託財産と信託所得は分配されるまで誰のものでもないことが認識されるべきである。」や「信託についても、納税義務者が具体的に確定した権利を手にしてはじめて、課税を行うべきである」との指摘（岡村・前掲注（97）84頁）。
- (107) 例えば、信託を通じた不完全な移転に対して、何が相続や贈与に当たるのかという困難な線引きの問題は、相続税等がある限り、避けては通ることができないとの指摘（岡村・前掲注（19）160頁）。

（のいしき なおと）